

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年5月 26 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100618号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200016号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成21年8月10日及び同年12月17日は19万6,000円、平成22年8月10日は23万円に訂正することが必要である。

平成21年8月10日、同年12月17日及び平成22年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年8月10日、同年12月17日及び平成22年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年8月10日
② 平成21年12月17日
③ 平成22年8月10日

請求期間においてA社に勤務し賞与を支給されたが、年金記録を確認したところ、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与が振り込まれた金融機関口座の通帳を提出するので、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者から提出された預金通帳の写し及びA社の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は各請求期間において同社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、請求者から提

出された預金通帳の写し及び同僚から提出された各請求期間に係る賞与明細書により推認される厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は19万6,000円、請求期間③は23万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年8月10日、同年12月17日及び平成22年8月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100619号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200015号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成25年12月27日の標準賞与額を、13万6,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成25年12月27日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から14万4,000円に訂正することが必要である。

なお、平成25年12月27日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年12月

A社において、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。給与賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された給与賞与明細書及び金融機関から提出された請求者の取引明細表により、請求者はA社から14万4,000円の賞与が支給され、標準賞与額13万6,000円に見合う厚生年金保険料を賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれ

れか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間の標準賞与額を、請求者の給与賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、13万6,000円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支払年月日を、請求者の取引明細表の賞与振込記録から、平成25年12月27日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月27日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間について、上記請求者の給与賞与明細書により、請求者は、A社から14万4,000円の賞与を支給されたことが確認できることから、請求期間に係る標準賞与額を上記1の訂正後の標準賞与額（13万6,000円）から14万4,000円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）について、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100620号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200017号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年8月
② 平成22年12月
③ 平成23年8月

請求期間①、②及び③はA社に正社員として勤務しており、賞与を支給されていたと思う。賞与明細書や金融機関口座の振込記録は残っていないが、当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求期間①、②及び③に係る請求者への賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できる資料は保管しておらず、当時の担当者も既に亡くなっていることから、各請求期間の賞与に関しては一切不明である旨回答している。

また、請求者も、請求期間に係る賞与明細書、金融機関の預金通帳は保管しておらず、各請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない上、ほかに、これらについて確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事情から判断すると、請求者が請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。